

○厚生労働省告示第三十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月十五日から適用する。

平成二十九年二月十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の1788の項中

なし  
-----  
ニボルマブ、化学療法、G005, J045なし

を

なし  
-----  
ニボルマブ、ペムブライズマブ、化学療法、G005, J045なし

に改め、同表の1858

から1883までの項中

なし  
-----  
ニボルマブ、セツキマブ、化学療法、G005, J045なし

を

なし  
-----  
ニボルマブ、ペムブライズマブ、化学療法、G005, J045なし

に改め、同表

の2489から2512までの項中

なし  
-----  
ニボルマブ、化学療法、G005, J045なし

を

なし  
-----  
ニボルマブ、化学療法、G005, J045なし

に改め、

「 ..... 」 「 ;5, J045なし 」

同表の 2609 から 2658 までの項中

なし  
 ニボルマブ, パニツムマブ, セツキシマブ, レゴラマブ, エロ  
 マブ, ベバシズマブ, オキサリプラチン, カルシウム+イリニ  
 ウマブ, トリフルリジン・チピラシル塩酸塩, 放射線療法,  
 J038 (31に限る。), G005, J045なし

を

なし  
 ニボルマブ, ペムブロリズマブ, パニツムマブ, セツキシマブ, チ  
 ャンセルニブ, トリフルリジン・チピラシル塩酸塩, 放射線療法,  
 J038 (31に限る。), G005, J045なし

に改め、同表の 3161 から 3168 ま

の項中

なし  
 ニボルマブ, 化学療法, G005, J045なし

を

なし  
 ニボルマブ, ペムブロリズマブ, 放射線療法, J045なし

に

2あり  
 =

ボルマブ

を

2あり  
 ニボルマブ, ペム  
 ブ

に改め、同表の 3492 から 3494 までの項中

なし

ニボルマブ、放射線化学療法なし

を

なし

ニボルマブ、ペムボリクマブ、放射線化学療法なし

に改め、同表の3704から3708までの項中

なし

ニボルマブ、放射線化学療法、G005、J045なし

を

なし

ニボルマブ、ペムボリクマブ、放射線化学療法、G005、J045なし

に改め、同表の3709から3712までの項中

なし

ニボルマブ、放射線化学療法、G005、J045なし

を

なし

ニボルマブ、ペムボリクマブ、放射線化学療法、G005、J045なし

に改める。